

令和元年12月4日
区民部納税課

オール東京滞納 STOP 強化月間の取組について

1 オール東京滞納 STOP 強化月間

東京都及び都内区市町村の個人住民税の安定確保のため、一体的・効果的に徴収対策を推進することを目的として平成24年度に個人住民税徴収対策会議が発足された。その協働行動として「オール東京滞納 STOP 強化月間」を平成25年度から本格実施した。

(概要)

- ◆期間：令和元年12月（取組に応じて適宜拡張可）
- ◆目的：東京都と区市町村が連携し、徴収対策を集中して実施、広報することにより徴収に対する理解の促進と新規滞納の抑制を図り、徴収率の向上に寄与する。
- ◆取組内容：納税広報、納税推進、滞納処分
- ◆参加団体：東京都及び都内区市町村（全63団体）
- ◆共通ロゴマーク：



2 本区の主な取組

(1) 納税広報

- ・ポスター掲示（都バス深川・江東営業所管内、広報板、区内税務機関ほか）（別紙参照）
- ・区報掲載（11月21日号2面、12月1日・11日・21日号余白）
- ・庁有車でのPR（庁有車にロゴマーク付マグネットシール貼付）

(2) 納税推進

- ・督促状等へのロゴマーク掲載（11月27日発送 約17,000通）
- ・催告書へのチラシ同封（11月27日発送 約4,800通）（別紙参照）
- ・平日夜間電話相談（11月28日・29日、12月2日の3日間 17時～19時まで実施）

(3) 滞納処分等

- ・差押の強化（年度内完納を目指すべく、差押を強化）
- ・搜索等の実施
- ・近隣自治体と連携した研修の実施

12月は 区税・都税 オール東京滞納STOP強化月間

江東区と東京都は、都内区市町村と連携した広報や催告による納税推進、滞納処分の強化など、多様な徴収対策を集中して実施します。



納期内の納税にご協力をお願いします。

納期を過ぎている方は、早急に納付するか、納付が困難な場合はご相談ください。

特別区民税・都民税、軽自動車税については、江東区役所納税課 ☎03-3647-9111 (代表) 固定資産税、自動車税、その他都税については、江東都税事務所 ☎03-3637-7121 (代表)

江東区納税広報 令和元年11月

納税義務者100人中の滞納人数 納税義務者100人中99人近くの方が年度内に納税されています。地域社会のために、特別区民税・都民税は、皆様に公平に負担していただくかたはなりません。 1.18人

1年間に増える延滞金 (滞納額15万円、延滞金割合8.9%の場合) 地方税法第326条の規定に基づき、延滞金が毎日加算されています。(ご自身の税額に対する正確な延滞金額はお問い合わせください。) 13,300円

平成30年度の年間差押件数 税負担の公平性を保つため、納期限から一定期間を経過してもご納付がない場合には、地方税法第331条等の法律に基づき財産(預貯金や給与等)の差押えを行います。 4,421件

★まずは、ご連絡ください。 江東区 区民部 納税課 徴収第一係・徴収第二係 電話：03-3647-4153 FAX：03-3647-8646 e-mail：nozei@city.koto.lg.jp (問い合わせ時間は平日の午前8時30分から午後5時までです。)



都と区市町村では、安定した徴収確保と納税義務の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、都と区市町村が連携した広報や催告による納税推進、差押えやタイヤロック、捜索等の滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいます。